天災地変(台風・大雨・地震)等に係る訓練実施の取扱いについて

天災地変(台風・大雨・地震)等が発生した場合の訓練実施の判断は、次により取り扱います。

1. 気象庁により警報が発令された場合

対象となる警報	状況	措置
佐賀市に 「暴風(特別)警報」 「大雨(特別)警報」 「大雪(特別)警報」 のいずれかが発令された場合	午前7時の時点で、警報発令中及びJR伊賀屋駅に停車する普通電車が運転見合わせ (※注1)	午前の訓練を休講(訓練 休)
	午前10時の時点で、警報発令中及びJR伊賀 屋駅に停車する普通電車が運転見合わせが継 続 (※注1)	午後の訓練についても休 講(訓練休)

2. 佐賀市で地震が発生した場合

対象となる地震規模	状況	措置
佐賀市で「地震(震度5弱以 上)」が発生した場合	午前7時の時点で、JR伊賀屋駅に停車する普 通電車が運転見合わせ (※注1)	午前の訓練を休講(訓練 休)
	午前10時の時点で、JR伊賀屋駅に停車する 普通電車が運転見合わせが継続 (※注1)	午後の訓練についても休 講(訓練休)

3. その他

- (1)午前6時までに佐賀市に台風等による天災地変及びJRの運休が生じている場合は、通所途上の安全を考慮し、午前7時まで自宅待機してください。また、午前の訓練が休講となった場合は、同様の観点より午前10時まで自宅待機してください。
- (2)訓練時間中において、気象条件の悪化により訓練継続が困難または訓練受講生の帰宅時の危険性が高まると所長が 判断した場合は、適宜休講の措置を講じます。
- (3)佐賀市を除く一部地域で上記1、2と同様の状況が生じた場合は、原則として訓練休とはしませんが、災害等による危険性や交通網の混乱等を確認し、十分安全に留意して通所してください。
- (4) 電車事故等の天災地変以外の原因により、通所経路上で利用する公共交通機関の運転見合わせが生じた場合、休講 (訓練休)とはしませんが、申請した通所以外の手段による通所は行わず、復旧等を待ち通所してください。
- (5)前記までの記載事項により訓練実施の確認ができない場合は、午前8時45分以降、訓練課受講者支援係(電話:0952-26-9516)へお問い合わせください。

※注1:「JR伊賀屋駅に停車する普通電車の運転見合わせ」はJR九州運行情報の佐賀・長崎エリア (https://www.jrkyushu.co.jp/trains/info/sagnag.html)で長崎本線の伊賀屋駅を含む区間が運行しているかを確認してください。例えば、「鳥栖〜佐賀間運転見合わせ」「鳥栖〜江北間運転見合わせ」のような場合が該当します。